

外国人との共生を考える 「ちっつぶ100人サミット」が 開催されました



◆「近所さんは外国人？」

改正入管難民法が施行され、外国人が国内で働きやすくなったことに伴い、町内で外国人と一緒に働くこと、暮らすことをイメージしてもらおうと「ちっつぶ100人サミット」が11月16日に町交流会館で開かれました。

サミットは、町の元地域おこし協力隊で現在町国際交流推進委員会の多文化交流コーディネーターを務める式部絢子さんが企画し、トヨタ財団の助成を受けて開催され、町民や近隣市町から73名が参加しました。

参加者は5、6人のグループに分かれ、外国人が町へ移住してきた場合の「いいこと」「心配なこと」について意見を出し合い、外国人との共生について話し合いました。

町内に外国人が増えることに対し、「楽しくなりそう」「働き手が増える」「人口確保になる」といったプラスのイメージがある一方、「言葉が通じるか不安」「地域のルールを守るか」「治安が心配」といったマイナスのイメージの意見もあり、外国人の受け入れに対し活発な討議がなされました。

サミットの最後には、グルー

プごとに外国人受け入れの可否と理由をまとめ、代表者が発表しました。「受け入れる」としたグループは、労働力の確保や地域の活性化の期待などを理由に挙げ、「受け入れない」としたグループは、町として受け入れる体制ができていないことや、制度の不明な点が多いため受け入れられないといった理由を挙げていました。

サミットを終えた式部さんは「今回のグループワークの結果を基に、「ちっつぶならでは外国人の受け入れ方」について整理し、今後の取り組みにつなげていきたい。」と話しました。





水道凍結に注意してください。

寒さが厳しくなる12月から3月にかけて、水道管の凍結事故が起きやすくなります。気温がマイナス4℃以下の日や水道凍結注意報が出たとき、水道を長期間使用しないときは必ず水抜きをするように心がけてください。

水道管が凍結すると、水が出なくなるのはもちろんのこと、解氷工事や水道管が破裂した場合の修理費は自己負担となりますので、ご注意ください。(公営住宅に入居されている方でも、水抜きをせずに凍結した場合は自己負担となります。)

また、ポイラーや湯沸し器などの凍結は故障の原因となる事及び集合住宅などで水道管が破裂した場合は、流れ出た水により下の階の入居者に損害をかけるおそれがありますのでご注意ください。

もしも凍ってしまった場合は・・・

- ★凍結した水道管に、タオルか雑巾を巻きつけて、ゆっくりとぬるま湯をかける。
(熱湯をかけると、水道管が破裂したりヒビ割れしたりすることがありますので、ご注意ください。)
- ★ストーブを利用し、部屋全体を暖かくする。
- ★それでも溶けない場合は、「水道工事業者」に解氷を依頼してください。

◆お問い合わせ 役場建設課建設グループ 33-2111 (内線94)

2019年度自衛官等募集案内

●自衛官候補生

資格	日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の男女
受付期間	年間を通じて行っております。 ※採用予定数に達した場合は実施しません。
試験期日	令和2年2月16日(日)・17日(月)いずれか1日
試験会場	自衛隊旭川地方協力本部(旭川市春光町)

●予備自衛官補(一般)

資格	日本国籍を有し、令和2年7月1日現在18歳以上34歳未満の男女
受付期間	令和2年1月6日(月)～4月10日(金)
試験期日	令和2年4月18日(土)～22日(水)いずれか1日
試験会場	陸上自衛隊旭川駐屯地(旭川市春光町)

※予備自衛官補(技能)については、下記の連絡先までお願いいたします。

●お問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部 南地区隊
電話0166-54-5617または
役場総務課総務グループまで



J A北いぶきブランド米を

首都圏でPRしました

◆3町で米のPRを実施

J A北いぶきブランド米の販売拡大を目的として、北いぶき農協の職員及びJ A青年部、3町（妹背牛、秩父別、沼田）の役員職員等が、11月6日に東京都及び埼玉県に所在のヨークマート3店舗で北いぶき産のお米の販売促進活動を行いました。

各店舗の入り口付近に設置された特設コーナーでは、訪れた方にその場で「ゆめぴりか」と「ななつぼし」を試食してもらい、それぞれの品種の特徴を説明しながら実際にその味を確かめていただきました。

「ゆめぴりか」の知名度は首都圏でも高く、おいしいお米だという認識も広まりつつあります。「ななつぼし」も知名度は「ゆめぴりか」ほど高くはありませんが、試食をした後に「ななつぼし」を選択し購入される方も多く、町から販売促進活動に参加した職員は、銘柄に関わらない北海道米の人気の高まりを感じていました。



ななつぼしが多く売れていました



特設コーナーで呼び込みをしながら販売

小学校でプログラミング教育が行われました

◆小学校では来年度から必修化

「主体的・対話的で深い学び」の実現を目的としたプログラミング教育が、11月11日に秩父別小学校で6年生を対象に実施されました。

当日は公開研究会として全学年の授業が公開され、空知・上川管内の教育関係者など大勢の方が訪れました。

授業では、「カミロボット」とよばれるプログラミング学習用のロボットを用いて実施され、児童たちはタブレット端末に指示などを入力しロボットを動かしました。

ロボットの走行や停止など基本動作ができるようになった後、ロボットを「道路を走行する無人の車」とし、障害物を「動かない人」に見立て、なぜ車が来てても人が動かないのかを考えました。

「動かない人」は「目や耳が不自由なのかもしれない」という意見でまとまった後、その不自由な人に対し車が近づいていることを教える方法や、車が人を察知してスピードを抑えたりできるようにプログラミングを入力し、ロボットの動きに工夫を加え、改良を行う中で、主体的・対話的な学びを深めていました。



入力したプログラミングをロボットで確認します



人が動かない理由をみんなで考えました

消費税及び地方消費税の税率が、令和元年10月1日から10%となっています。

期限内納付のために、

○課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします。

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は、直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。

税率の引上げにより消費税額は10%で計算されますが、税率引上げ直後の課税期間における中間消費税額は8%で計算されるため、確定申告においては、10%の税率により計算された消費税額と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

このため、税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

○便利な納付手段をぜひご利用ください。

・ダイレクト納付

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等の送信をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な納付手段です。

また、ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額をe-Taxに登録することで、登録した日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

・振替納税（個人事業者の方）

振替納税とは、事前に税務署又は金融機関に届出をしておけば、税務署や金融機関の窓口に出向かなくても、届出をした預貯金口座から自動的に引き落とされる便利な納付手段です。

・クレジットカード納付

クレジットカード納付とは、インターネット上のクレジットカード支払いの機能を利用して国税の納付を行う便利な納付手段です。

※詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

お問い合わせ 深川税務署 電話0164-37-1075



海外農業事情視察研修の

報告が行われました

◆アメリカ西海岸を視察

「空知管内JA青年部海外農業事情視察研修」に参加した植田辰徳さんと横山陵さんが11月7日に役場を訪れ、町長に研修結果を報告しました。

研修は10月27日から11月2日までの7日間で行われ、アメリカの大規模農場やリモートセンシング（物を触らずに調べる技術）を農業に生かす研究開発を行う企業などを視察しました。

参加した2人は、「先進的技術、農業に取り組む姿勢など、大変参考になりました。この貴重な経験を、自身の営農に生かせるよう努力していきたい。」と話しました。



加工食品を製造、加工、販売等をされる食品関連事業者の方へ

平成 27 年 4 月 1 日から、加工食品への栄養成分表示が義務化され、一般用の加工食品には、新たに、食品単位（100g、1 食分等）当たりの熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・食塩相当量の 5 項目の表示が必須とされました。

経過措置の終了が令和 2 年（2020 年）3 月 31 日までとなっていますので、計画的に準備をし、経過措置の終了までに速やかな表示の切り替えに努めてください。

（旧基準で栄養成分表示をしている場合には、新基準に対応した表示の切り替えが必要です。）

なお、表示可能面積が小さいもの（概ね 30cm² 以下）、酒類、栄養の供給源としての寄与の程度が小さいものや、小規模事業者が販売するもの（ただし、スーパー等小規模でない事業者を介し販売する場合を除く）等については省略が認められています。



詳しくは、北海道庁ホームページ「栄養や健康等の表示について」
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hfsyokuhinhyouji.htm>（保健福祉部健康安全局地域保健課）
をご覧ください。下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 深川保健所（0164-22-1421）

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課（011-231-4111 内線25-515）

後期高齢者医療制度のお知らせ

■広域計画に関する住民意見募集について■

○第 3 次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（改正原案）

に関する住民意見募集について

北海道後期高齢者医療広域連合は、道内 179 市町村との連携のもと、後期高齢者医療制度を運営している特別地方公共団体です。

この度、広域連合では、広域連合と市町村が連携しながら処理する事務について定めた「広域計画」を改定します。この第 3 次計画の改正にあたり、次のとおり広くみなさまからご意見を募集します。

◆募集案件について

【募集案件】 『第 3 次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画』

【募集期間】 令和元年 12 月 6 日（金）～令和 2 年 1 月 6 日（月）（必着）

◆公表する資料について

『第 3 次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（改正原案）』

『第 3 次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（改正原案）新旧対照表』

◆資料及び募集要領の入手方法について

意見募集の開始日から、北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ

（<https://iryokouiki-hokkaido.jp>）に掲載するとともに下記の場所で配付しています。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒 060-0062

札幌市中央区南 2 条西 1 4 丁目 国保会館 6 階

電話 0 1 1 - 2 9 0 - 5 6 0 1

役場住民課住民福祉グループ

電話 3 3 - 2 1 1 1（内線 46）



Vol.18 「ちっぷはタイの子どもにも大人気！」

10月は2組のタイ人観光客が秩父別町を訪ねてくれました。1組目はソムさん一家です。ソムさんには子供がいて、北海道で子供が遊べる場所を調べていたところ、ベルパークと私が管理しているフェイスブックページを見つけて連絡をくれました。当日は天気が悪かったので屋内のちっくるに行きました。とても楽しかったようで、子供が帰りたいがりませんでした。

その後、ブロッコリーパスタを味わってほしくてキッチンハウス小島に連れていきました。相変わらずおいしかったです。ソムさんは「また秩父別に来て子供たちを遊ばせたい」と言っていました。

2組目は、最近知り合った十勝に住んでいるタイ人ノートさんと、タイから遊びに来たご友人のグループです。「旭川から札幌へ行く途中に美味しいお店を知っているか」と連絡があり、大人9人と子供2人の大人数をぶろっこりへ案内しました。ラーメンや緑の天井がとても美味しかったとほめてくれ、私も嬉しかったです。食後は、キュービックコネクションに案内しました。子供が夢中でなかなか帰れず、夕飯の予約時間を変更したそうです。

秩父別町のちっくるやキュービックコネクションの魅力が伝わって、とてもよかったです。これからも、頑張って秩父別町のいいところをPRできればと思います。



ベルパークの楽しさは世界共通!



大勢でもゆったり過ごせるぶろっこりー

年金生活者支援給付金を受け取るための手続きはお済みですか？

年金生活者支援給付金は、令和元年10月1日から始まった年金の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金の受け取りには、日本年金機構から対象の方へ送付されている請求書はがきの提出が必要です。12月末までに手続きを済ませた場合に限り、特例で10月まで遡って支給されます。1月以降に請求した場合は、請求した月の翌月分からのお支払いとなりますので、対象の方は12月中に請求手続きをお願いします。



←対象者に送付された封筒

○日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください！
日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号を聞いたり、手数料などの金銭を求め
ることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求に関するお問い合わせは
『給付金専用ダイヤル』電話0570-05-4092 (ナビダイヤル) まで

